

那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン

本ガイドラインは、大雨、台風、津波、地震の自然災害が発生した場合や、自然災害の発生が予測される場合(以下、「災害時」という。)に、那覇市就学前教育保育施設(以下、「施設」という。)において、災害時の基本的な対応について一定の基準を示したものです。本ガイドラインの活用については、次の基本的共通事項を踏まえ、臨機応変に対応することとします。

1 基本的共通事項

- (1) 施設長は、各施設で作成済みの災害に応じた災害時対応マニュアルを適宜修正し、災害発生時に備えるものとします。
- (2) 災害時には園児の安全を第一とし、安全が確保できないと判断した場合は、施設長において臨時的に休園することができます。
- (3) 園児のお迎えについては、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認できた場合、お迎え時間等について、施設職員から保護者に連絡します。園児を保護者に引き渡した後、休園とします。
- (4) 臨時休園の判断基準は、那覇市が発令する避難情報等警戒レベル(以下、「警戒レベル」という。)とします。ただし、気象庁が発表する警報・注意報も判断基準に含め判断するものとします。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

名称：避難情報等警戒レベル  
 発信者：那覇市  
 内容：避難情報

判断基準是那覇市が発令する  
 「避難情報等警戒レベル」に  
 基づく。

### 2 大雨時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

ハザードマップで、施設の所在する地域が、※大雨に関する危険箇所または大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所かどうかを確認してください。

※大雨に関する危険箇所とは：知事が指定した「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」、「洪水浸水想定区域」

#### (1) 臨時休園の基準(警戒レベル 3 以上が発令)

警戒レベル 区域	土砂災害に関するもの	水害に関するもの
	【気象庁が発表する防災気象情報】 ・大雨特別警報(土砂災害) ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)	【気象庁が発表する防災気象情報】 ・氾濫発生情報・大雨特別警報(浸水害) ・氾濫危険情報・高潮特別警報・高潮警報 ・氾濫警戒情報・洪水警報・高潮注意報
土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域内 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。	臨時休園	△
浸水洪水想定区域 *大雨に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在る施設を含む。	△	臨時休園
区域外	△	△

△：防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、開園・保育を継続します。

ただし、施設長において、危険と判断した場合は、休園措置を行うことができます。

## (2) 開園・保育再開の基準

施設の所在する地域の警戒レベルが解除され、施設及び施設周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、速やかに開園または再開してください。

## 3 台風時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

### (1) 臨時休園の基準

気象庁が発表する暴風警報が発表された場合

### (2) 開園・保育再開の基準

暴風警報が解除された場合

※台風時には、接近前後に大雨が降ることも考えられ、大雨に伴う警戒レベル発令も想定されますので、

「2 大雨時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について」も含めて判断するものとします。

また、高潮災害も想定されますので、ハザードマップで高潮浸水予測図を確認し、高潮災害にも備えてください。

## 4 津波時の臨時休園及び開園・保育継続の判断基準等について

(津波注意報・警報または、警戒レベル4(避難指示)発令時)

ハザードマップで、施設の所在する地域が、※津波に関する危険箇所または津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所どうかを確認してください。

※津波に関する危険箇所とは：知事が指定した「津波災害警戒区域」

開園状況 区域	開園前	開園後(保育中の場合)
津波災害警戒区域  *津波に関する危険箇所と同等の対応が必要な箇所に在する施設を含む。	園児、保護者、職員は、安全確保・避難行動を行う必要がありますので、臨時休園となります。ただし、開園については、津波注意報解除かつ警戒レベル4(避難指示)解除後は、速やかに開園します。	津波警報・大津波警報確認後には、直ちに避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。津波注意報解除かつ警戒レベル4(避難指示)解除後は、通常保育を再開します。
区域外		防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、開園・保育を継続します。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。

## 5 地震に関する対応

地震の規模によりますが、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続します。ただし、施設長において、危険と判断した場合は、ためらわず避難行動をとり、安全確保の状態を継続します。

## 6 施設の運営が困難な場合の対応について

次の(1)～(4)を確認し、施設の運営が困難な場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定します。ただし、緊急を要する場合は、事後報告で構いません。

- (1) 施設や近隣の被害状況を確認 *危険なため夜間の確認は行わない *できるだけ複数人で行う
- (2) ライフラインの確認(電気・水道・ガス)
- (3) 保育可能な職員体制等の確認
- (4) その他施設の運営が困難な状況はないかの確認

## 7 避難状況及び被害状況等の報告について

緊急時は、こども教育保育課から那覇 LINE を利用して、避難状況や被害状況等について報告を求め場合があります。那覇 LINE に記載のURLをタップすると那覇市オンライン申請システムに接続されますので、速やかに報告をお願いします。

また、国の災害時情報共有システム登録対象の災害が発生した場合、登録依頼のメールが配信されますので、速やかに被害状況等の登録を行ってください。

## 8 施設と保護者との連絡体制について

本ガイドライン及び各施設で作成している災害対応マニュアルについて、保護者に対して事前に説明し理解を得ておいてください。また、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等については、書面等で保護者と確認しておいてください。

避難行動や臨時休園を行う場合、施設長は、保育業務支援システムや緊急メール等で、速やかに保護者に連絡してください。

## 9 その他

- (1) 施設長は、避難情報等警戒レベルについて、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災他、テレビ等で確認するとともに、施設や施設の周辺の道路状況等の安全を確認してください。
- (2) 災害の種別や施設の状況、周辺の道路状況、防災気象情報等を勘案の上、施設に留まる(垂直避難等)か、避難のため移動を行うか、施設長が判断してください(小学校併設園においては、小学校と連携を図ってください)。

なお、避難場所等への移動の際には、移動経路の被災状況等も確認の上、安全対策を講じてください。

## 避難情報等警戒レベルの確認方法

避難情報等警戒レベルは、那覇市公式 LINE、那覇市公式ホームページ、Yahoo 防災のサイトで確認します。

### 那覇市公式 LINE

① URL: [https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/pr/nahashi_line.html](https://www.city.naha.okinawa.jp/admin/pr/nahashi_line.html)

② QR コード



①

②

③

下へスクロール

### 那覇市公式ホームページ

① URL

<https://www.city.naha.okinawa.jp/index.html>

② QR コード



### Yahoo 防災

① URL

<https://emg.yahoo.co.jp/>

② QR コード



那覇市就学前教育保育施設における災害時対応ガイドライン【Q&A】

	Q：質問	A：回答	カテゴリー
1	市が発令する避難情報等警戒レベル（以下、「警戒レベル」という。）発令前に、施設は、休園措置を行うことはありますか。	施設の所在する地域の状況、防災気象情報等から、施設長が危険と判断した場合、警戒レベルの発令を待たず、休園措置を行うことができます。	【すべての災害】
2	どのような場合に、施設は臨時休園の措置を行うのですか。	「ガイドライン」の臨時休園の基準に基づき、施設長が判断します。 また、臨時休園の基準に該当しないが、施設に被害があったり、保育可能な職員体制等が確認できない場合等、施設長が施設の運営が困難と判断した場合、こども教育保育課と協議の上、今後の対応を決定することになっています。 (参照：「ガイドライン」 6 施設の運営が困難な場合の対応について)	【すべての災害】
3	なぜ、警戒レベル3（高齢者等避難）以上が、臨時休園の基準になるのですか。	警戒レベル3（高齢者等避難）の高齢者等には、乳幼児が含まれます。警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されたということは、今後、更なる危険が迫ることも想定されます。避難に時間を要する乳幼児は、安全を第一に考え、早めの避難行動をとることが必要と考えます。	【すべての災害】
4	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令された場合、各施設はどのような対応をとるのでしょうか。	施設が所在する地域が、危険箇所（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、浸水洪水想定区域、津波災害警戒区域等）に指定されているかまたは危険箇所と同等の対応必要か否かで異なります。「ガイドライン」で基準を示しておりますのでご確認ください。	【すべての災害】
5	施設が安全な場所である場合は、そこに留まっていいという考え方はですか。	施設の立地条件によって、施設外に避難する必要がある場合や、垂直避難を含め施設内が安全なため、施設に留まって保育を継続したほうがよい場合があります。ハザードマップで施設が、危険箇所または危険箇所と同等の対応が必要かどうかの確認、防災気象情報、地域の状況等を注視したりしながら、施設長が判断します。	【すべての災害】
6	警戒レベル3（高齢者等避難）以上が発令されました。お迎えはどうなりますか。	例えば、大雨等で水かさが増した場合やその恐れがある場合等、保護者自身が危険にさらされることが想定されます。 その場合は、施設周辺の道路状況等の安全及び保護者の安全が確認ができないということになりますので、施設長がお迎えの依頼をすることは適切でないと考えます。	【すべての災害】
7	保育中に、気象庁より津波警報・大津波警報が発表されました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	津波警報・大津波警報が発表された時点で、施設は、市の警戒レベルの発令を待たず、通常保育を中止して、即時、安全確保・避難行動を行います。 ただし、想定する津波の高さに比べて施設の所在する地域の海拔が高い場合等、施設が安全と判断される場合は、防災気象情報等を注視し、地震に対する備えも図りながら、施設長の判断で、保育を継続する場合もあります。	【津波】
8	気象庁発表の津波警報・大津波警報が、津波注意報に引き下げられた場合や、避難指示が解除された場合は、施設はどのような対応をとるのでしょうか。	津波注意報発表中は、施設は、安全確保・避難行動は継続しています。津波注意報解除かつ避難指示が解除された場合は、原則、開園・保育再開することになっております。	【津波】
9	保育中に、地震による大きな揺れがありました。施設は、どのような対応をとるのでしょうか。	大きな揺れを感じた時は、直ちに安全確保を行い、余震に警戒しながら避難行動を行います。地震に伴い、津波や火災が発生する場合も想定されますのでそれらの災害にも備えます。 地震の規模にもよりますが、施設は、防災気象情報、地域の状況等、情報収集に努め、安全に留意しながら、原則、開園・保育を継続します。	【地震】
10	警戒レベルが解除になりました。施設はどのような対応をとるのでしょうか。	警戒レベルが解除された場合、原則、開園・保育再開となります。 施設及び施設周辺の道路状況等の安全を確認し、安全が確認できた場合には、施設長は、速やかに開園・保育再開をすることになっており、開園時間等について、職員から保護者に連絡がきます。	【すべての災害】
11	危険箇所（洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等）は、どのように確認したらいいですか。	那覇市防災マップ、なはMAPで確認できます。 また、なはLINEにあります、ハザードマップ検索機能を使うと確認できます。	【すべての災害】